

ニュージーランドのスポーツ傷害補償制度

内海 和雄*・川井 圭司**・中村 周平***

1. ニュージーランドの概要

ニュージーランドは南半球、オーストラリアの東南にあり、南極大陸にも近い。北島・南島他の島々からなる。人口は約495万人(2019)であり、国土面積は27万 km²である(日本は37.79万 km²)。1830年代にイギリスからの入植があり、それ以降直轄地となったが1947年に独立した。とはいえ政治、経済、文化、スポーツのあらゆる分野で色濃く影響を受けてきた。

オーストラリアにおける先住民アボリジニーへの抑圧と同様、ここでも先住民マオリ族への抑圧が絶えなかった。先住民との軋轢を抱えながらも、ニュージーランドは「南半球の福祉国家」として北欧福祉国家と共に理想郷の一つと考えられてきた。

1877年には義務教育の無償化を実現させ、1893年には女性参政権(選挙権のみ、被選挙権は1919年から)を実現した。ニュージーランド労働党(the Labour Party)はイギリス労働党の影響を受けながら1910年に設立された。社会民主主義に基づき、中道左派として1926年には世界初の児童手当、家族手当を実現させた。1935年に初めて単独政権に就き、年金・医療保険の給付、公営住宅の供給、先住民マオリ族の地位向上等々、福祉国家の基礎を形成した。特に1938年の社会保障法は実質的に世界最初の本格的な社会保障制度の出発点とされている¹⁾。1970年代までは完全な労働保障を維持し、失業

率1%以下を持続した。図書館、博物館、公園、レクリエーション施設などの福祉、文化施設も整備された。

第2次世界大戦で深刻な被害を受けたイギリスに対して、特惠待遇でバター・チーズ・食肉、羊毛などの90%がイギリスへ輸出された²⁾。安定市場を獲得することで経済成長した。1960年代にはその成長率を大きく伸ばし、国民所得も世界一といわれるほどになった。1970年代初頭の経済は概ね順調であり福祉政策は大きく進展した。1971年には社会保障委員会が設置され、1973年には病院及び関連サービスに関する王室調査委員会が設置された。障害者ケアを施設の中ではなく、自宅、地域社会で行うべきだと提案した。1972年には後に検討する事故補償法が、そして1975年には障害者コミュニティ福祉法が制定された。

ところが、1973年にイギリスが欧州共同体(EC、現在のEU)に加盟するとニュージーランドの農産物輸出は大打撃を受けた。因みに、1940年にイギリス向けの輸出は88%であったが、1973年を境に大きく低下し、1999年には6%までになった。イギリスからの輸入は1940年には47%であったが、1999年には4%に減少した。この結果1973年以降、イギリスはもはや主要な貿易対象国ではなくなり、アジア諸国への関心を示し始めた。日本への輸出入は1960年代までは僅かなものだったが、輸出では1970代後半以降は15~18%となり、輸入では10~20%になった³⁾。1973年と1979年のオイルショックにより、世界各国と同様に大きなダメージを受けた。

1975年には国民党(保守系)が政権を奪取し

* 広島経済大学名誉教授

** 同志社大学総合政策研究科教授

*** 同志社大学総合政策研究科博士課程

た。その後の国民党は巨額の海外債務を抱え、「国家破産」状態であった。1984年に再び政権を奪取した労働党ロンギ政権（1984-89）は、不況の打開策として労働党であるにもかかわらず既に始まっていたイギリスのサッチャリズム、アメリカのレーガノミクス等の新自由主義政策を採用し始めた。これまでの福祉政策を後退させ、国営企業の民営化・外資系への売却、公営事業の市場化へ向けて大きく方向を転換した。9万人いた政府系職員の数が3万人に減少した⁴⁾。労働党は1989-90年にもバルマー、ムーア政権として維持したが、経済成長率はマイナスとなった。1989年の教育法によって教育省の権限が大幅に縮小され、学校運営評議会に委譲された。独立採算制を求められた大学も、バザーから留学生集めまでの金策に迫られるようになった⁵⁾。これらはイギリスのサッチャリズムの追従であった。

1990年の国民党の政権奪取によって1990年代は新自由主義政策が一層推進された。規制緩和の対象が経済・行政分野に留まらず、社会保障・労働分野にも及んだ。1991年には雇用契約法を成立させ、労働組合への加入の自由化により、加入率の低下、交渉力が低下し、労働政策・社会保障政策への抵抗力を弱めた。労働者の権利の低下、低賃金、労働時間の延長ほか、国民生活の基盤となる社会保障の停滞、後退を来した。ILOはこれに対して条約違反を指摘し、是正を申し入れたが、ボルジャー国民党政権は無視した。従来無料だった国立大学の授業料も有料化された。これらの政策は労働者の余暇を奪い、スポーツをはじめとする諸文化活動への参加を抑制した。福祉国家の危機が叫ばれるようになった。

1999年にはクラーク政権（労働党と連合党との連立）（1999-2008）が復権して、これまでの自由化、民営化の行き過ぎによる貧富の格差拡大、社会資本の劣化、医療崩壊、福祉レベルの

低下等の修正を行い、国営銀行の設立、ニュージーランド航空への出資、鉄道の一部国有化など、福祉国家的政策へと再び舵を切り替えた。ILOから批判を受けていた雇用契約法を改正して2000年に雇用関係法を制定し、労組は団体交渉権、スト権を復権した⁶⁾。その後国民党に政権を譲ったが、2017年には再び労働党アンダーソン政権として復活した。

傷害補償制度（「3」以降で詳述する）もこれらの政治の動向と密接に関連した。このニュージーランドのスポーツ傷害を含む事故傷害補償制度は、労働党の推進する「揺り籠から墓場まで」の福祉国家制度と密接に結びついたものである。

ニュージーランドの医療制度は、政権の交代で微妙に変遷をしたが、基本的には社会保険制度を保ち、現在も基本的には無料である。国民、住民は先ず地域の家庭医に診断を仰ぎ、重病の場合は大きな病院や大学病院へ紹介されるというシステムである。この医療保障制度は財政難から、入院も遅延される傾向にある。その一方で、この間の自由化、市場化として民間保険制度による医療システムも普及した。入院も早急に可能である。より裕福な家庭が加入し、貧富の格差拡大の一環である。

2. ニュージーランドのスポーツ・フォー・オール

イギリスの影響はスポーツにも顕著である。イギリスからの入植者たちが多くのスポーツ文化を持ち込んだ。『トム・ブラウンの学校生活』（トーマス・ヒューズ、1857）のラグビー校でトムにラグビーの手ほどきをしてくれた親友のハリー・イーストは続編『オックスフォードのトム・ブラウン』（同、1861）で、大英帝国の前線であるニュージーランドに移住した⁷⁾。もちろんこれはフィクションであるが、当時のイギリスとニュージーランドの関連をにじませて

いる。1870年代に導入されたラグビーは1880年代にはオーストラリアと対等なレベルに達し、1905年のイギリス遠征ではほぼ全勝という快挙を上げた。この遠征によってニュージーランド代表チームはその黒いユニフォームと素早い行動（全員ボックスのように行動する）からイギリスでは「オールブラックス」と敬称されるようになった⁸⁾。この辺りから、小国ニュージーランドにとってラグビーはナショナリズムの高揚、国民の統合にとって有力な手段となっていた。1902年には日英同盟が結ばれ、オーストラリアやニュージーランドは宗主国イギリスから見放されるのではないかとの危機感もあり、その存在をイギリスへ強く印象付ける必要があった。この点で、オールブラックスの遠征と連勝は成功した。またこの遠征のウェールズ戦でニュージーランドは恒例のウォークライ（マオリ語でハカ）を踊り士気を高めたが、ウェールズは対抗として国歌「ヘン・ウラッド・ヴー・ナーダイ（我が父祖の土地）」を歌って、数万人の観衆と共に士気を高めた。これ以降、国際試合での国歌斉唱が恒例となったといわれている⁹⁾。

エドモンド・ヒラリーはイギリス探検隊に加わり、ネパールのノルゲイと共に1953年5月29日に人類初のエベレスト登頂に成功した。それ以降も南極点、北極点を制覇し、世界の英雄となり、スポーツ国としてのニュージーランドを世界に知らしめた。

ニュージーランドの人口は約500万人弱と少ないがスポーツは盛んであり、オリンピックをはじめとする国際大会でも、優秀な成績を上げてきた。2012年のロンドンオリンピックにおける人口比でのメダル獲得は4位となっている。隣の大国オーストラリアの陰に埋没することを嫌い、各種スポーツの国際大会でも優秀な成績を残している。国民のスポーツは1970年代以降、西欧の「スポーツ・フォー・オール政策」を模して、公的責任によるスポーツ施設の建設、指

導者の養成、クラブの育成が採られた。「レクリエーション・スポーツ法（the Recreation and Sport Act 1973）」はその代表的な例である。それと並行して国内には各種スポーツ組織が結成された。自転車、ボート、セーリング、カヌー、水泳、トライアスロン、陸上競技、ホッケー、クリケット、サッカー、ネットボール、バスケットボール、ラグビーユニオン、ラグビーリーグ他である。特にラグビーユニオンは全国隅々まで地域リーグがあり、国技と言われ、ナショナルチームであるオールブラックスは世界最強の一つである。1973年法によってレクリエーション・スポーツ省も設立され、体系的なスポーツ振興策が採られるようになった。近年のデジタルゲームの普及により、世界の子どものスポーツ参加が減少している。これはニュージーランドも例外ではない。また成人は1980年代以降の新自由主義労働政策により、長時間労働がより広く採用され、余暇の減少と共にスポーツへの参加が減少している。さらに、それらの影響を受け、チームスポーツはラグビーも含めて参加が減少する一方でジムなどの個人種目が増加している。

それでも、2017年段階のスポーツ参加状況を見ると、成人の73%が週に5.3時間、2.3種目に参加している。また、74%の人々が今後より多くの参加を望んでいる¹⁰⁾。50-64歳では女性の参加が男性を上回っている。またニュージーランドでも貧困地域での参加はそれ以外に比べて劣っている。国民の50%近くがスポーツクラブに所属しており、約100万人、人口約500万人の1/5がスポーツボランティアとして活躍している。そして約52,200人がスポーツ産業で働き、スポーツは520億 NZ\$ で GDP の2.8%を占めている¹¹⁾。

2000年段階であるが、主要な3つのスポーツのクラブ数と会員数は図表2-1のようである¹²⁾。ラグビーユニオンが最も多く、ネットボールが

図表2-1 クラブ参加人数

| 種目 | 会員数 | 登録クラブ数 |
|-------------------|---------|--------|
| Rugby Union | 145,000 | 500 |
| Netball | 135,000 | 1,000 |
| Football (Soccer) | 120,000 | 500 |

出典：笹川スポーツ財団『スポーツ政策調査研究 / 報告書』2011.7, p. 333

続いている。ネットボールはコモンウェルス（かつての大英帝国を構成した国々からなる協力組織）で主に女性を中心に広く普及している。第3位はサッカーであり、これは男性にも女性にも人気がある。

スポーツ行政は文化遺産省に属している。2003年のスポーツ・レクリエーション・ニューージーランド法に基づき「スポーツ&レクリエーション・ニューージーランド (SPARC)」が設立されたが、2012年から「スポーツ・ニューージーランド Sport NZ」に名称変更となり文化遺産省から委託を受けて政策、予算を執行している。高水準、青少年、地域、レクリエーション及びスポーツ団体の管理統括の5つの領域での政策や調整を行う。

ニューージーランド統計局 (Stats NZ) の2015年調査によれば、国民の諸団体への所属に関して、スポーツ関係は28%でダントツに多く、2位の宗教団体の22%を大きく引き離している。3位は趣味15%、4位ボランティア12%…。尚この調査では年齢が高くなるにつれて組織への所属は多くなるが、スポーツの場合逆に減少している。

ラグビーの他にもクリケット、サッカー、ネットボール他いろいろなスポーツも盛んであるが、近年はラグビーも含めて多くのクラブがメンバーの減少に直面している。例えば北島西部のタラナキ・ラグビーフットボールユニオンは現在のオールブラックスの Barret 3 兄弟他を送り出している名門地域であるが、やはり若

手の減少に悩んでおり、1998年から2014年までに7.7%が減少した。特に18～24歳で年俵4万\$ (260万円, NZ 弗=65円換算) 以下の層の若者の減少が激しい。また近年の労働強化により家族の余暇時間も減少している。そして、ニューージーランドの主要産業である酪農にも大きな変化が現れている。かつては牛150頭程度を飼う酪農家が多く、土日には地域のラグビーに参加した。しかし新自由主義的政策によって小中酪農家は駆逐され、大規模化すると同時に従業員数は減少し、労働時間は延長され、余暇が削減されて土日も働いている。これらはサッカー他にも共通している。こうして社会経済的变化がスポーツ参加にも強く影響している¹³⁾。

イギリスからの入植以降、学校スポーツに関してもイギリスをモデルとしてきた。教育制度や学校体育も同様である。1877年教育法ではすべての学校がグラウンドを設置することを求めたし、1902年からは公立学校では8歳以上の体育が必修となった。1980年代からは子どもたちへ多くのスポーツが推奨されるようになった。学校は広大なグラウンド (芝生) を有し、教科体育は週に2～4コマ行われている。運動部活動もシーズン制が採用され、夏期には水泳、ヨット、ボート、クリケット、陸上競技、ネットボール、バスケットボールなどの種目が、冬期にはサッカー、ラグビー、スキーなどが週に2～3日行われている。それと並行して週1～2日の文化活動 (音楽・美術・演劇・スピーチなど) も行う。そして週末には社会参加活動やスポーツの試合などもある¹⁴⁾。こうして、全面的に発達した人格の発達を目指している。中等学校 (13～18歳) では多くの種目で全国大会が開催される。2019年の参加数の多い種目の10位までの順位はネットボール、バスケットボール、ラグビーユニオン、サッカー、バレーボール、ホッケー、タッチ、陸上競技、バドミントン、クリケットである。

3. ニュージーランド事故補償制度

3.1 導入

ニュージーランドには、自動車事故や労災事故など、事故の態様にかかわらず、すべての被災者に対して給付を行う補償制度がある。この補償制度は公的機関である事故補償公社 (Accident Compensation Corporation: ACC) が運営しており、その財源は使用者や自営業者あるいは自動車所有者などに課せられる賦課金および政府の公的資金 (一般税収) に依っている。この制度のもとで、被害者は加害者の故意または過失の有無にかかわらず補償を受けることができる。その一方で、加害者の過失に対する民事上の損害賠償請求権が完全に廃止されている。あらゆる事故を対象とする無過失補償制度が存在し、かつ補償制度がカバーする事故について賠償請求を否定する点において、ニュージーランドは世界的にも唯一無二の国である。

3.2 新制度導入の経緯

この事故補償制度は、まず国民党政権のもとで成立した「1972年事故補償法 (Accident Compensation Act 1972)」に修正を加える形で、1974年4月1日より全面施行された¹⁵⁾。当初、①使用者・自営業者からの賦課金を財源とする労働災害補償スキーム、②自動車所有者・運転者が登録時に支払う賦課金を財源とする自動車事故補償スキームの2本立てであった。当時、労働災害や自動車事故の被災者に対する不十分な補償をいかに改革するかが当面の課題であったからである¹⁶⁾。なお、1972年の事故補償法案については、与党国民党の中では立場が分かれ、野党労働党は全面的に支持、結果的に全会一致で可決され、労働災害と自動車事故に限定した補償制度が導入されることになった。翌年に労働党が政権に返り咲き、一般税収を財源とする被用者保護のための3つ目の補足補償スキーム

図表3-1 ニュージーランド事故補償制度の会計区分

| 会計区分 | 対象事故 | 財源負担 |
|--------|---------------|--------------------------|
| 労働口座 | 被用者・自営業者の業務上 | 使用者・自営業者 |
| 自動車口座 | 自動車 | 自動車登録・ガソリン |
| 就労者口座 | 就労者の業務外 | 就労者 |
| 非就労者口座 | 非就労者 (学生、子供等) | 政府支出金 |
| 医療傷害口座 | 医療 | 登録医・医療機関 (Or 就労者・非就労者口座) |

出典：佐野 [2013] p. 6を参考にして川井作成

を追加した。こうして、被用者を含む包括的かつ全面的な事故補償制度が1974年に確立したのである。

事故補償法はその後、1982年、1992年、1998年の改正を経て現行法の「2001年事故補償法」に至り、現在は図表3-1のように5つの会計区分で運営されている。

3.3 制度の5原則

当該制度の導入を基礎づけたのは「人身傷害の補償に関する王立委員会報告書 (Report of the Royal Commission of Inquiry, *Compensation for Personal Injury in New Zealand* (1969))」、いわゆる「ウッドハウス・レポート」である。1966年9月に、ウッドハウス判事を委員長とする王立委員会が政府によって設立され、翌年12月、まさに「革命的」ともいべき改革案が同報告書によって示された。

それは次の5原則に基づいて運用され、補償・社会復帰の援助・予防を3本柱とする補償制度の導入であった。現行の事故補償制度は、これらの原則を具現化するものとなっている。

① 共同体の責任 (Community Responsibility) : ランダムに発生する事故のコストを社会の構成

員が全員で負担することが公平な社会の実現に繋がる。

② 包括的権利付与 (Comprehensive Entitlement) : すべての受傷者は、その事故原因にかかわらず、同一の評価 (拠出額算定) 方法により、共同体から補償を受けるべきである。

③ 完全な社会復帰 (Complete Rehabilitation) : 受傷者の社会復帰および就業能力の回復に向けた効果的な措置が求められる。

④ 実際の補償 (Real Compensation) : 実際の補償というのは、就労不能の全期間に対して、失った所得に対する定額給付ではなく所得水準に応じた給付を提供することと、あらゆる永久的な身体上の損傷は、稼働能力への影響にかかわらずそれ自体が損失であるという明白な事実を認識することが求められる。

⑤ 運営上の効率 (Administrative Efficiency) : 事故補償委員会 (Accident Compensation Commission) を設け、補償金の基金化、受傷者への補償金の分配において、的確かつ円滑に処理することが求められる。

以上の原則に則り、各補償スキームを統合的かつ包括的に実施することで、事故予防、被災者への補償と社会復帰に向けた援助をする。そして、新たに設置された事故補償委員会が安全ならびに事故防止および社会復帰の推進義務を負う¹⁷⁾。なお、この事故補償委員会は、1980年改正で、事故補償公社 (Accident Compensation Corporation) に引き継がれている¹⁸⁾。

このように、1970年代以降、事故の責任を個人ではなく社会全体の責任と捉えることで、効率的かつ効果的な事故原因の究明、被害者の社会復帰、適切な補償の実現を目指してきた¹⁹⁾。つまり「個人の不運も国家の責任で集团的に解決する²⁰⁾」という倫理的原理に基づき、既存制度を抜本的に転換させた²¹⁾。こうして、無過失責任原理に基づく総合的かつ統一的な事故補償制度が確立したのである²²⁾。

3.4 制度の概要

本制度が対象とするのは、事故による人身傷害 (personal injury caused by accident) である。ここでいう事故とは、①人間の身体外部からの力 (重力を含む) や負荷、②これらを避けようとして行った急激な身体の動き、③身体の捻転から生じるものであり、ゆっくり経過するものや病気は該当しない。また、対象となる「人身傷害」には、死亡、肉体的傷害に伴う精神的傷害、肉体的傷害を伴わない性犯罪による精神的傷害なども含まれる。なお、本制度はニュージーランド非居住者 (外国人旅行者など) にも適用され、他方、居住者については国外における事故についても補償を受けることができる²³⁾。そして、本制度には免責規定があり、自傷事故や自殺、遺族補償受取人による被害者の殺害、刑務所収監中の事故、最高刑が2年以上の懲役とされている犯罪を遂行中の事故などについては、補償対象から除外されている²⁴⁾。運営は、前出の事故補償公社 (ACC) が独占的に行っている。ACC は政府認可法人 (Crown Entity) であり、その理事会メンバーは ACC 担当大臣によって任命される。

3.5 ACC の補償内容

ACC では、事故で就労不能となった場合、障害を負った場合、死亡した場合に分けて、以下の経済的補償を提供している²⁵⁾。たとえば、就労不能となった場合にはそれまでの収入の80%が支給される (図表3-2参照)。

以上の経済支援に加え、事故後の状況に応じて、「生活に必要な装具等」、「在宅ケア」、「交通機関の利用料のサポート」、「子供のいる保護者または学齢期の子どもが怪我した際のサポート」など、経済的な支援以外の補償も用意されている。具体的には、以下の図表3-3の通りである²⁶⁾。

図表3-2 ACC における経済的な支援に関する補償 財産的支援

| | |
|----------------------|---|
| <p>事故で就労不能となった場合</p> | <p>要件：① ACC が補償を行う怪我，② 医療的な証明書（7日以上働けないという証明），③ 雇用されている事実（自営業や株主兼被雇用者も含む）の3点を満たす。 給付金額：事故に遭う前の収入の80%。18歳以上でフルタイムでの労働・就学不可などの場合は最低賃金の80%。1週間毎に給付される下限額は566ドル40セント，上限額は2,015ドル59セントとなっている。（実際に補償される金額は，2001年事故補償法の規定や各々の状況や収入によって異なる） 給付期間：事故後に復職，または別の仕事に就職すれば，補償は打ち切られる。</p> |
| <p>事故で障害を負った場合</p> | <p>要件：① 事故発生日，② 障害レベルによって，補償期間や給付金額が決まる。 給付される補償金は免税であり，他の経済的支援を受けていても影響を受けない。 給付金額：認定の結果，障害レベルの程度で補償のベースが決まる。 給付期間：1年間に4回の給付が行われる。その後，障害レベルが一定値を下回することで，再認定が要求されれば，支払いが打ち切られる可能性がある。 一時的な補償：障害程度が10%であれば2,500ドル，障害程度が80%以上であれば100,000ドルが給付される。</p> |
| <p>事故で死亡した場合</p> | <p>対象・給付金額・給付期間：以下の①から③の補償が行われる。 ① 配偶者やパートナーには，6,937ドル92セント/18歳以下の子供や故人から経済的支援を受けていた障害者には，各々3,468ドル98セントの一時金が給付される。 ② 故人に収入があった場合，その80%が遺族に給付される。給付期間は5年間，または末子が18歳になるまで。（末子がフルタイムの学生の場合は，学業の終了または21歳まで）また，経済的支援を受けていた障害者は，自らの収入が最低賃金を上回るまで給付される。 ③ 故人の子供が14歳以下であった場合，人数に合わせて週毎に経済的支援が受けられる。給付期間は5年間，または子供が14歳になるまでの早い方が適用される。また，子供に障害がある場合，再認定の結果によってはより長期間給付される。</p> |

出典：ACC の HP より川井作成

3.6 スポーツ傷害の実情

2012年から2016年の5年間におけるニュージーランドのスポーツ傷害コストの上位5スポーツ（ラグビーユニオン，ラグビーリーグ，クリケット，サッカー，ネットボール）の動向が図表3-4である。傷害は以下のように区分される。

- ・軽傷（Minor）：仕事の休暇を取らず，登録された最低限の治療費で済む程度の傷害。
- ・やや重症（Moderate-to-Serious）：医療費，所得補償，関連する医療関係費用を要する傷害。
- ・重症（Serious）：長期の財政補助，所得補償，関連する医療関係費用を要する傷害。

「やや重症」「重症」ともに，ラグビーユニオン（Rugby U）が圧倒的に多い。「やや重症」では全体の受傷数の3%で費用は34.4%である。

それに次いでサッカー（Football）が1.7%で費用は12.8%である。

「重症」でもラグビーユニオンが突出しており，ラグビーリーグ（Rugby L）が続いている。ユニオンの「重症」者は全受傷数の0.1%であるが，費用は9.4%と高い割合を占めている。ラグビーが国技といわれるニュージーランドにおいて，激しい身体接触のあるユニオンやリーグの受傷者の「やや重症」「重症」の治療・補償コストの割合が他の競技に比べ，高いことがわかる。この点は社会的にも大きな課題であり，後述の通り，各ラグビー協会を通じて様々な対策が取られている。

2016年の統計によれば，スポーツ全体のACCへの請求件数は年間499,629件であり，補償請求額は5億4,200万ドル（\$NZ=70 yen, 379億4,000万円）で交通事故傷害の4億3,500万ド

図表3-3 ACCにおける経済的な支援以外の補償

| | |
|----------------------------------|--|
| 生活に必要な器具など | <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子や松葉杖、補聴器、音声認識ソフト、義足などが給付される ・費用については、状況によっては払い戻しも検討される |
| 在宅ケア | <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのサポート（家の掃除や入浴など） ・費用は、申請が通るまでは自己負担だが状況によっては払い戻しの可能性もある ※外泊の場合182ドル67セント、ナーシングケア34ドル94セント ・ケアを行う人選に対しては、組織に所属する契約ケアワーカー、家族や知人、その混合など様々なバリエーションが選べる |
| 交通機関の利用料のサポート | <ul style="list-style-type: none"> ・走行距離に対する費用／バスや電車（少なくとも一月46ドル以上支払っている場合）／タクシーや車のレンタル料／車の改造費／運転免許のライセンス料／救急車の費用／自家用車の場合は、一月80キロ以上の移動、または一回の移動で20キロ以上移動する場合、一キロにつき29セント支払われる ※子供の通学や成人の通勤も含む |
| 子供のいる保護者 または学齢期の子供が怪我した際のサポート | <ul style="list-style-type: none"> ・本人が怪我した場合、子供のいる保護者は子供が14歳以下 ・学齢期の子供が怪我した場合、18歳以下が対象 サービス内容：チャイルドケア（学校への送り迎えなど）／アテンダントケア（子供の着替えや入浴など）／エデュケーションケア（子供が通学する学校に教師を補佐する人間を配置、学校に行けない場合は在宅での教育） ※費用については、負担の可能性もあるが、状況によっては払い戻しも検討される |
| 治療やリハビリテーションを 目的とした移動 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関のサポートと同様のものが対象 飛行機代／宿泊費（治療後、自宅に帰れなかった場合、一晩につき最大57ドル55セントが支払われる。）／緊急に必要となった旅費／介助する人間の旅費 介助を必要とする対象者：18歳以下／サポートが必要なケガや医療的な状態の者／移動にサポートが必要な者／リハビリテーションを受けるのにサポートが必要な者 |
| カウンセリングとセラピー | <ul style="list-style-type: none"> ・性的暴力を受けた者へのセラピストの紹介（ウェブサイトによる）とセラピーを実施している。当該サービスの費用は全額ACCが負担する。 ・事故後にカウンセリングが受けられるサービスも提供されている。最大10回まで受けることができ、費用は利用者の一部自己負担となる。 |

出典：ACCのHPより川井作成

図表3-4 スポーツ関連の受傷状況

| やや重症（2012～2016） | | | | |
|-----------------|--------|-----------|---------------|-----------|
| スポーツ種別 | 請求数 | 全体の請求数（％） | コスト | 全体のコスト（％） |
| Rugby Union | 25,226 | 3 | \$267,359,440 | 34.4 |
| Football | 14,240 | 1.7 | \$99,237,392 | 12.8 |
| Netball | 11,748 | 1.4 | \$74,706,089 | 9.6 |
| Rugby League | 6,517 | 0.8 | \$63,797,127 | 8.2 |
| Cricket | 3,072 | 0.4 | \$24,258,835 | 3.1 |
| 合計 | 60,803 | 7.1 | \$529,358,883 | 68 |
| 重症（2012～2016） | | | | |
| スポーツ種別 | 請求数 | 全体の請求数（％） | コスト | 全体のコスト（％） |
| Rugby Union | 454 | 0.1 | \$72,795,782 | 9.4 |
| Football | 15 | 0 | \$608,175 | 0.1 |
| Netball | 9 | 0 | \$320,399 | 0 |
| Rugby League | 104 | 0 | \$12,691,174 | 1.6 |
| Cricket | 15 | 0 | \$447,014 | 0.1 |
| 合計 | 597 | 0.1 | \$86,862,544 | 11.2 |

出典：King et. al., 'Sport-related injuries in New Zealand' を基に川井作成

図表3-5 スポーツ種目の傷害と ACC への請求額

| スポーツ種別 | 2016 (\$) | 2017/2018 (\$) |
|----------------------|------------|----------------|
| Rugby Union | 78,242,505 | 71,800,000 |
| Football | 38,295,109 | 37,500,000 |
| Fitness Training/gym | 30,552,020 | 34,200,000 |
| Netball | 27,639,333 | |
| Rugby league | 19,871,754 | 18,008,991 |
| Skiing | 16,461,223 | |
| Mountain biking | 14,853,034 | |
| Basketball | 12,896,045 | |
| Jogging | 8,326,841 | |
| Snowboarding | 6,533,251 | |

出典：Olivia Caldwell, The Press Jul. 21, 2017; The New Zealand Herald Dec. 30, 2018. を基に川井作成

ル (304億5,000万円) よりも多く、前年 (2015年) より3,400万ドル (23億8,000万円) 増えている。そして2016年のスポーツ傷害のコストは図表3-5で示されるように、ラグビーユニオンが突出しており、補償請求額は約7,824万ドル (54億円) であり、2番目はFootball (サッカー) の約3,830万ドル (26億6,000万円) である。ラグビー普及率の高さが傷害発生数の高さにつながっていることは、ACC への補償請求額の高さからも明らかである²⁷⁾。ちなみに、2017/2018会計年度におけるその補償請求額はユニオンで4億円、サッカーでは6,000万円減少している。

4. スポーツ事故の制裁・抑止機能

4.1 ウッドハウス・レポートが指摘した事故処理をめぐる不法行為制度の欠点

ウッドハウス・レポートはコモン・ローに基づく従来の損害賠償制度、つまり不法行為制度の欠点を指摘し、この課題克服に向けた新しい補償制度の創設を提言した。当該レポートは以下のように指摘している²⁸⁾。

① 訴訟のような当事者対抗システムでは、

事故後の被災者の社会復帰は妨げられ、事故を未然に防ぐ効果的な役割を果たし得ない。

② 過失原則は、コモン・ロー上の救済を理論的に正当化することができない。また運用に関しても一貫性がなく、気まぐれでさえある。

③ この救済方法だと、被災者のうち、一握りの者には完璧な賠償をもたらし、少数者には少しの賠償をもたらすが、その他の多くの者には何の賠償ももたらすことがない。

④ 制度が煩雑で非効率である。コストの観点で見ると、たとえば、勝訴した60ドルのうち、原告は裁判費用や弁護士費用などで40ドルを浪費することになる。

⑤ コモン・ロー上の救済は、過去においては有効な機能を果たしてきたが、次第に現代社会の要請に応えることができなくなっている。

4.2 加害者の民事責任—加害者に対する被害者の損害賠償請求権

4.2.1 過失に基づく賠償請求権の廃止

ウッドハウス・レポートで指摘された不法行為制度の課題克服は事故補償制度の眼目であった。そのため、事故補償制度の導入に伴い、同制度の対象となる事故については過失に基づく賠償請求権が全面的に廃止されることとなった²⁹⁾。この点が革命的である所以である。

事故補償法は「ニュージーランド国内のいかなる裁判所に対しても訴訟手続きを行うことはできない」と規定し、補償対象となる人身傷害について過失に基づく損害賠償権を廃止した³⁰⁾。先述の通り、不法行為制度には違法行為に対する制裁と抑止機能が期待されているが、過失に基づく個人賠償の全面的廃止によって、その機能も同時に失うことになった。とはいえ、同レポートでも指摘されていたように、不法行為制度は適切な制裁と言い難い側面がある。つまり、民事制裁として負担する金銭補償責任は、

過失の大きさに相応するものではなく、あくまでも結果の大きさに相応するものであることから、制裁の軽重は単に時の命運に委ねる側面が強いのである。加えて、賠償保険制度が適用される場面では、その制裁は過失ある行為に対してではなく、保険未加入であることに対する制裁となり、不法行為の機能が果たせないばかりか、社会正義の観点から疑問が残る。

こうした側面から、誰もが日常的に経験する「不注意」つまり過失については民事制裁の対象とせず、故意または無謀かつ軽率に過ぎる行為など制裁しないことが不正義あるいは不合理である場合に限り、懲罰的損害賠償という民事制裁、そしてさらには、刑事制裁を科すことにした。これにより事故をめぐる制裁の公平性と合理性を担保しているわけである。

4.2.2 懲罰的損害賠償 (Exemplary Damages)

懲罰的損害賠償は、加害者側に故意または無謀かつ軽率に過ぎる行為がある場合については、懲罰として加害者に賠償を求めることができる制度である³¹⁾。ただし、事故補償制度の発足時には、懲罰的損害賠償の訴権も否定されるかについては必ずしも明確でなかった。その後、判例において懲罰的損害賠償は事故補償法では禁止されていないとの立場³²⁾が1998年改正で明文化された³³⁾。この規定は2001年事故補償法にも引き継がれている³⁴⁾。

この懲罰的損害賠償をめぐるのは、パラグライダーインストラクターの事例で、インストラクターの重過失により原告が重傷を負ったとする請求が容認された裁判 (Kaariainen v. Nighy)³⁵⁾がある。このケースで裁判所は、懲罰的賠償が容認されるか否かは、被告の行為が十分批判に値する (bad enough) かが一つのメルクマールになるとした。

ところで、1992年改正法施行後に損害賠償請求訴訟の件数が急増したが、その原因として、①精神的傷害が補償対象から除外されたこ

と³⁶⁾、②後遺障害に対する一時金が廃止されたこと、③懲罰的損害賠償が過失行為にも認められるようになったこと、が挙げられる³⁷⁾。

こうした潮流に対して、2010年に最高裁が、懲罰的損害賠償請求を抑制する立場を示すことになった³⁸⁾。Couch v. Attorney-General (No2)で、最高裁が「Exemplary Damages は不十分な ACC の補償額をカバーするための制度ではない」との立場を明らかにし、Gross Negligenceではなく、Recklessnessの基準に引き上げたのである。現在では、懲罰的損害賠償請求はかなり限定的に活用されるに留まっている³⁹⁾。その点においても、以下にみる刑事責任は、不法行為の制裁および抑止の観点から大きな意義を有しているのである。

4.3 スポーツ事故と刑事責任

4.3.1 Criminal Nuisance

Criminal Nuisance は、ニュージーランドにおいて廃止された不法行為制度の代替的な役割を果たす側面もある。Criminal Nuisance について定めるニュージーランド刑法145条は、「違法行為に従事または法的義務を果たさなかったことにより、公衆あるいは個人の生命、安全、健康を危険にさらした者に対して、1年以下の禁固刑⁴⁰⁾を科すとし、人身事故等めぐる不法行為者の刑事制裁を予定している。

この Criminal Nuisance をめぐる例として、ロードレースの主催者が Criminal Nuisance の嫌疑で起訴された (R v. Andersen) が挙げられる。本ケースは、ロードレース中に自動車との接触事故で参加レーサーが死亡したことについて、コースに関する主催者の注意喚起が十分でなく、レースの安全性確保を怠ったとして検察が起訴したものである。

一審の高等法院は、実施コースの選択において落ち度があり、Criminal Nuisance に該当するとして有罪判決を下した⁴¹⁾。他方、二審の控

訴訟は Recklessness の基準を採用し、主催者に対して無罪を言い渡した。その基準について控訴院は、「被告人が当該作為または不作為が他人の生命、健康、安全を危険にさらすという現実の危険を認知しているながら、あえてその行動に出たこと」としている⁴²⁾。この判断により、スポーツ・レクリエーション分野における Criminal Nuisance の犯罪成立要件は相当に高いものとなった⁴³⁾。もっとも、スポーツツーリズムで経済的に大きなインパクトをもたらすことも、こうした刑事責任の追及との関係において見過ごすことができない⁴⁴⁾。

4.3.2 Health and Safety at Work Act 2015

次に、労働災害と刑事責任に関する Health and Safety at Work Act 2015 (Health and Safety in Employment Act 1992) についても触れておきたい。この法律は、プロスポーツリーグの運営やスポーツイベントの企画をめぐる事故と刑事責任に関して実務上、極めて重要である。Health and Safety at Work Act は、安全な労働環境を脅かす行為を犯罪とする。その一方で、同法は、雇用における安全な労働環境を使用者、労働者、労働組合等、職場の主役となる当事者の協働を促進しつつ、より良い環境を創造する方向にリードするといういわば能動的な法政策になっている。こうした政策の実施を可能にするために、同法は、各職場で安全管理責任者 (Officer) を選任し、そのリーダーシップの下

に、安全確保を実現させることを求めている (図表4-1参照)。

スポーツに関しては、競技団体やリーグは被用者たるプロ選手、スタッフに対して職場の安全を確保する義務を負うとともに、選手もその安全確保に対する義務を負っている⁴⁵⁾。当該義務に違反する場合、労働省による告発に基づき、以下のような刑事制裁が科される⁴⁶⁾。

同法の安全確保義務をめぐるのは、ダイビング業者の刑事責任が問われた Department of Labour v. Nelson Dive Centre Ltd がある。本ケースは、14週間のトレーニングコースに参加したダイバー3人が死亡し、さらに別のダイバー3人が負傷した事故について、いわゆる使用者責任が問われた事案である。被用者が他人に損害を与えないよう実行可能な方策を講じる義務を果たしたか否かが問題となり、安全管理責任者の専門性と能力が十分でないことを知りつつ、放置したことに責任があるとして有罪判決が下された⁴⁷⁾。安全管理責任者を置くことが安全確保の重要な条件とされるが⁴⁸⁾、本件では安全管理責任者 (Officer) の経験および能力がともに不十分であり、この管理責任者の選任について会社側が適切に義務を果たしたとは言えないとされたのである。

他方、ラフティング (筏・ゴムボートの川下り) を業とする会社で、ラフティングツアー実施中に激流でボートが転覆し、ガイドが溺死し

図表4-1 Health & Safety at Work Act 違反の刑事制裁

| 犯罪類型 | 労働者 | 管理責任者／ 個人事業主 | 法人 |
|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 健康及び安全に関する義務違反 | \$50,000 | \$100,000 | \$500,000 |
| 義務違反＋ 重大な被害のリスク | \$150,000 | \$300,000 | \$150万 |
| 義務違反＋ 重大な被害のリスク＋ 無謀な行為 | 5年以上の懲役 または／および \$300,000 | 5年以上の懲役 または／および \$600,000 | \$300万 |

川井作成

た (River Valley Ventures Limited v. Maritime New Zealand) では、川を利用しているのであって、川の流れを管理しているわけではないとして、ラフティング会社の刑事責任を否定する判断が下された⁴⁹⁾。

4.3.3 競技中の選手の暴行・傷害等

次に、スポーツ競技において、傷害に繋がる行為と暴行・傷害など刑法犯の成立について概観しておくことにしたい。コンタクトスポーツにおけるラフプレーなどがしばしば刑事責任との関係で議論されてきた。競技中のプレーあるいは行為が刑事上有罪とされたケースに、ノースサイドの笛の後相手チームの選手を殴打したケース、選手の目を蹴った Assault のケース、さらに相手チームの選手の顔を蹴ったうえで殴打したケースなどがある⁵⁰⁾。

なお、比較的近年のケースとしては (R v. Tevaga) がある⁵¹⁾。ラグビーの試合中、チームメイトと相手選手の間で喧嘩が勃発し、これに気づいた被告 Tevaga が 25 m 走り寄って相手チームの選手に暴行を加え、顎を骨折させた事案である。この行為に対して審判は、シンビン (退場) の処分とし、ラグビー協会は Tevaga 選手に対して 8 試合の出場停止処分を下した。さらに刑事事件としても手続きが取られることとなった。その結果、4 か月間の少年院収容の判断が下されたが、2 審はこの原審を破棄して 100 時間の社会奉仕命令を言い渡した。

他国と同様にニュージーランドでも、スポーツに法を介入させるべきではないという共通認識があった。競技中のアクシデントを含め、競技団体内部の紛争については裁判所も一定の距離をおきつつ、その一方で、競技において許容されるプレーから大きく逸脱する行為については、例外的に刑事制裁を科してきた。しかし、NZ スポーツのプロ化も法介入を促進させる要因になったと指摘されている。特に契約をめぐる紛争が裁判所で争われるケースが一気に増加

し、社会的にも、スポーツへの法介入を容認する風潮が生まれたのである⁵²⁾。

もっとも、スポーツ競技の参加者には負傷等のリスクについて一定範囲の同意があるため、この同意の範囲が議論の対象とされてきた。競技に付随する身体的接触の結果、死亡あるいは障害等の重大な結果をもたらしたとしても、これについては黙示の同意があるという考え方である。一般に「危険の引受」と呼ばれる法理であるが、ニュージーランドでは、同意の観点で議論されることの方が多くようである。なお、競技中の暴行については、暴行に至るまでの相手選手との経緯も考慮されることになるが、これは犯罪成立の有無ではなく、量刑に反映されるにとどまる⁵³⁾。犯罪成否については、社会的に容認される行為であるか否かが最大の指標となるが、これに加えて、競技における制裁、あるいはリーグまたは競技団体の内部的制裁の有無と妥当性も考慮される傾向にある⁵⁴⁾。

4.4 競技団体内における制裁

先に見た通り、スポーツにおける刑事制裁のあり方は、事件性と結果の重大性を総合的に考慮しつつ、競技団体における自治的な制裁との関連で判断される側面もある。つまり、スポーツ自治における適切な制裁が期待できない場合、あるいは自治における制裁によっても、なお社会正義の観点から刑事制裁が必要とされる場合に、例外的に刑事手続きの介入がなされるというわけである。

図表4-2⁵⁵⁾のように、ニュージーランドラグビーでは、禁止行為の類型が整理され、かつ違反に対する制裁があらかじめ詳細に規定されている。加えて、弁明の機会が保障され、決定に対する不服申し立ての手続きが用意されている。また弁明の機会については、原則としてラグビー協会側の費用負担で実施される⁵⁶⁾。

このように、競技団体の意思決定は、競技者

図表4-2 ニュージーランドラグビー協会による懲戒処分

| | 出場停止期間 (weeks) | | | |
|--------------|-----------------|----|-----|-----|
| | 低 | 中 | 高 | 最大 |
| 規則9.12 | 他人への暴行・障害の類型 | | | |
| 目に対する故意の接触 | 12 | 18 | 24+ | 208 |
| 目に対する接触 | 4 | 8 | 12+ | 52 |
| 拳/手ないし腕による殴打 | 2 | 6 | 10+ | 52 |
| 肘うち | 2 | 6 | 10+ | 52 |
| 蹴り | 4 | 8 | 12+ | 52 |
| 規則9.16 | 危険なプレー | | | |
| バインドなしのタックル | 2 | 6 | 10+ | 52 |
| 規則9.28 | マッチオフィシャルに対する侵害 | | | |
| 身体的接触 | 6 | 12 | 18+ | 52 |
| 脅しまたは暴言 | 12 | 24 | 48+ | 260 |
| 身体的攻撃 | 24 | 48 | 96+ | 永久 |

出典：THE BLACK BOOK, 2019, 70頁以下を参考に一部抜粋して川井作成

の意思を反映させる民主的な手続きが保障されており、罪刑法定主義に基づく制裁が担保されているのである。

この制裁規定はプロからグラスルーツ、ジュニアのあらゆるレベルに等しく適用される⁵⁷⁾。競技をめぐる違法行為について社会的相当性、社会的正義の実現、違法行為の抑止の観点から競技団体自治における制裁手続きが適切に機能している場合は、刑事責任が介入する範囲がより限定的になるのであろう。

5. ACC とスポーツ界における事故予防

5.1 ACC におけるスポーツと安全に関する課題

3.6で見た通り、2016年における ACC へのスポーツの怪我による請求は約50万件である。また、図表3-4、3-5で見たように事故補償コストもコンタクトスポーツや集団スポーツを中心に高額を維持していることが分かる。ただし、ACC と各スポーツ統括組織との協働で開発さ

れた怪我予防プログラムなどによって、近年はラグビーやネットボールの事故数が減少の兆しを見せている。また、これはラグビーに限ってであるが、補償によるコストも減少しているとの見方もある⁵⁸⁾。以下では、ACC がスポーツ界と連携して実施している怪我予防プログラムについて概観しておきたい。

ACC SportSmart は、ACC が1999年に開始した選手の怪我のリスクを減らすことを目的としたプログラムである。①選手のプロフィール、②身体の調整、③選手の心理状態、④スキルとテクニック、⑤食事と飲料、⑥選手が使用する用具一式、⑦選手の環境、⑧怪我、⑨障害者や子どもやその他の選手、の9原則を掲げており、各々の原則に関連する情報提供や取り組み（脳振盪や Warm up）を行っている⁵⁹⁾。後述する RugbySmart など各スポーツ統括組織が実施する怪我予防プログラムの原型は ACC SportSmart であり、その内容は国外のスポーツ統括組織が取り入れるほど怪我予防への高い効果を発揮している⁶⁰⁾。事実、2008年には、週2回 Warm up を行うことで重症事故が約50パーセント減少したとの報告もある⁶¹⁾。対象者は、中学の体育教員、高校・大学の指導教員や講師、国内のすべてのスポーツおよびスポーツトレーニングの組織、中学・高校・大学の学生、身体的な活動を行うすべてのスポーツ参加者となっている。

5.2 ラグビーの試み：スポーツ統括組織との協力

ラグビーやサッカーといった集団スポーツでは、身体がぶつかり合う機会も多く、それに伴って補償コストも増加する傾向がある⁶²⁾。ACC は、怪我の請求が多い種目のスポーツ統括組織と協働で、当該スポーツの怪我予防プログラムを開発している⁶³⁾。ここでは、代表的なラグビーの怪我予防プログラムを概観しておき

たい。

5.2.1 RugbySmart

RugbySmartとは、ACCがニュージーランドラグビーフットボール協会（以下、NZR）と協働で2001年に開発した、ラグビーでの怪我予防を目的としたプログラムである⁶⁴。怪我予防のほか、事故発生後の初期対応、プレーに戻るまでのプロセスを資料や映像教材などを使い説明しており、その内容には大学研究者やドクター、スポーツの専門家が関わっている。主な取り組みとしては、「パフォーマンスの改善」、「怪我の予防およびマネジメント」、「フィールド外での取り組み（ルールの遵守やフェアプレー精神の育成など）」、「ラグビー傷害への初期対応に関する資格の発行と登録」を行っている⁶⁵。

選手や家族、指導者、レフリーも対象である。また、トレーニング動画など視覚教材の充実や、事故発生現場でのスマートフォンからのアクセスを想定したホームページのデザインなど、ウェブからのアクセシビリティを重視している。現在、Under13以上のレベルに関わるすべてのレフリーと指導者にはシーズン毎にRugbySmart Injury Prevention coursesの受講が要請されている。また、12歳以下のチームに関係する指導者はSmall Blacks Coaching Courseを受けなければならない⁶⁶。

加えて、ACCは国内スポーツの怪我を減らすことを目的に、RugbySmartに対して2017年から2020年の4年間で700万ドルの援助の増額を行っている。援助により、RugbySmartの範囲拡大と、怪我の減少および国内のスポーツ選手の備えを改善することに焦点を当てる。RugbySmartは、選手、レフリー、指導者とNZRによって開発された6つの特別なモジュールとの直接契約に焦点を当てる方向へ拡大する。これらのモジュールには、選手、指導者、レフリー、ヘルスケアプロバイダーへの怪我の予防

と治療（とりわけ、ラグビーのコンタクトに関わる）に対する教育、そして脳振盪の識別と治療が含まれている⁶⁷。近年のRugbySmartの成果として、脳振盪や⁶⁸、スクラムでの深刻な怪我の発生数が減少したとの報告があり⁶⁹、ラグビーでの怪我予防に大きく役立っている。

5.2.2 脳振盪

スポーツでの脳振盪は、振興と安全の双方の面から考えて近年世界的にも、多くの種目で重要視されている。ニュージーランドでは、2003/2004年の段階で脳振盪に特化した取り組みを始めた⁷⁰。2016年から、指導者とプレーヤーへの教育ワークショップに加えて、怪我のリスクを更に減らすための試みでRugbySmartを発展させることとなった。その結果、当年のRugbySmartは、Concussion Initiative（脳振盪に対する取り組みの名称）におけるBlue Card（試合中に脳振盪が認められた選手に審判が提示するカード）の国内での実施、かかりつけ医のための脳振盪の教育、かかりつけ医の脳振盪の無料診察、すべてのクラブのための事故の初期対応トレーニング、ラグビーのフィールド外での問題を処理するために相手を重んじること、その責任に対する教育が含まれた⁷¹。

5.3 RugbySmartが開発される背景

5.3.1 Rugby Injury and Performance Project（以下、RIPP）

RIPPは1993年から開始されたラグビーの怪我に関する「潜在的リスク」と「防護要因」の調査を目的としたプロジェクトである。初年度のプロジェクでは、シーズン前後におけるアンケート調査と身体・体力測定に加え、シーズン中の電話によるインタビュー調査が実施され、ラグビー関係者（選手や指導者）から、「潜在的リスク」と「防護要因」を分析するためのデータが収集された⁷²。この調査で得られたデータは、その後のRIPPにおけるコホート分

析の基盤となっている。

それらのデータが活用された研究としては、①過去12か月間におけるラグビー中に発生した怪我の経験の報告（1994年）⁷³⁾、②男女異なる年代のラグビー選手への身体測定と身体的パフォーマンスの特徴についての調査（1995年）⁷⁴⁾、③シニアクラブのラグビー選手をサンプルとする身体測定および身体的パフォーマンスの特徴と、フォワードとバックス内における選手のポジションによる違いの明確化（1996年）⁷⁵⁾、④シーズン中の15人制ラグビーの選手に対するコホート分析による怪我の経験を踏まえた怪我の発生、性質、状況の説明（1998年）⁷⁶⁾などが挙げられる。

5.3.2 Tackling Rugby Injury (以下、TRI)

TRIは、前述の RugbySmart の前身であり、1995年にラグビーでの怪我予防を目的に開発されたプログラムである。このプログラムは、RIPP で得られたラグビーでの受傷に関する「潜在的リスク」と「防護要因」を基礎としている⁷⁷⁾。

1995年から1999年の5年間で実施された。RIPP で得られた「潜在的リスク」と「防護要因」を基盤に、Health promotion や Injury prevention models などによる分析が開発段階で行われた結果、①コーチング、②フィットネス、③怪我の管理、④タックルの方法、⑤反則プレー、の怪我予防に関する5つと、⑥協働関係における働き、⑦モニタリングと評価、のプログラムの実施と評価に関する2つを合わせた、7つの重要なテーマによって TRI は構成されることとなった⁷⁸⁾。TRI が実施された背景には、ラグビー参加者10万人の内、900人が入院するといった怪我の発生率の高さや、スポーツの怪我によるコストの高騰という問題があった⁷⁹⁾。

1995年には、ACC から支払われるラグビーの怪我に対する補償額が2,200万ドルまでに至っている⁸⁰⁾。TRI が実施されるにあたり、その監

督責任を持つ Tackling Rugby Injury Panel と呼ばれるグループが組織され、そこには ACC と NZR も参加していた⁸¹⁾。1990年代初期頃から、ACC はラグビーの怪我による頻度やコストについて、NZR は怪我がチームのパフォーマンスなどに与える影響について関心を持っており、その関心が同時期に一致したことが TRI で実施するプログラム開発を促進することとなった。とりわけ、ACC と NZR は TRI の進捗に伴って、より相互に協力的な関係性を構築することになった。TRI に対する評価は、ACC から委任される形で「ラグビーにおける怪我予防調査団 (Injury Prevention Research Unit)」が担当することとなり、①怪我の発生、性質、状況のモニタリング、②選手の知識、姿勢、行動のモニタリング、③ TRI の実施における過程と影響の説明という、3つの目的を掲げた。

そして TRI の総括として、①科学的な証拠を怪我予防の対策の基礎とすること、②プログラムの実施に際して、関連団体からあらかじめ正式な合意を得ること、③怪我予防について指導者に中心的な役割を担わせること、④怪我に関するモニタリングだけでなく、これまでのプログラムの実施過程を説明することが、とりわけ重要であると指摘されている⁸²⁾。

なお、この TRI は2001年に前述の RugbySmart に改名されている⁸³⁾。

6. ニュージーランドの示すもの

ニュージーランドのスポーツ施策を見ると、イギリスのスポーツの伝統を引き継ぎ、イギリス以上の福祉国家の一環としての位置づけが明瞭である。

それは医療においても同様である。本稿の焦点である事故傷害補償における徒労的な過失責任制度を止め、無過失責任補償制度つまり公共による責任制度を採用したことは、世界で初めてのことであり、現在でも世界で唯一の制度で

ある。その思想、制度、運営から学ぶべきことは限らない。この経験はスポーツ・フォー・オール政策におけるスポーツ条件の公的整備責任と並んで、スポーツ事故の無過失責任補償が国民のスポーツ権保障の重要な一環であることを示唆している。

その具体例としてのラグビーの実態は、世界中のすべての国、すべてのスポーツに問われることである。国技とまで言われるニュージーランドラグビーはその歴史から見て、ナショナルアイデンティティ、ナショナリズムと密接に関係してきた。盛んな一方で事故の重症度は他の種目に比べても圧倒的に多いし、深刻である。ここにニュージーランドは矛盾と苦悩を抱えるが、その事故の予防、事故後の補償体制の国家的取り組みは今後の世界におけるスポーツ普及とある程度の傷害発生の必然性の中で、対応の在り方を示唆している。

最後に執筆分担について触れておきたい。全員で全体の討論をしたが、執筆は内海が1・2・6、川井が3・4、中村が5を中心となってまとめた。

本研究は科学研究費補助金「スポーツ事故における傷害補償制度の国際比較研究」(研究代表者:同志社大学・川井圭司教授。「18H03161基礎研究(B)補助金)。2018年から4年計画」の成果の一部である。

注

- 1) ジョナサン・ポストン他『ニュージーランド福祉国家の再設計—課題・政策・展望—』法律文化社, 2004, p. 9
- 2) 青柳まちこ編『ニュージーランドを知るための63章』明石書店, 2008, p. 212
- 3) 同前, p. 292
- 4) 同前, p. 222
- 5) 同前, p. 222
- 6) ニュージーランド労働党, Wikipedia, 2019.11.7より。ジョナサン・ポストン他(芝田英昭他監訳)『ニュージーランド福祉国家の再設計—課題・製作・展望—』法律文化社, 2004
- 7) トニー・コリンズ『ラグビーの世界史—楯円球をめぐる200年—』白水社, 2019, p. 88
- 8) 2) の p. 260。新聞の植字工がその backs を間違えて blacks と打ち込んだという説もある。
- 9) 7) の p. 88
- 10) Sport New Zealand, *Active New Zealand—the New Zealand Participation Survey 2017*—, p. 7
- 11) Sport New Zealand, *Community Sport, Strategy 2015–2020*, p. 5
- 12) 笹川スポーツ財団『スポーツ政策調査研究 報告書』2011, p. 333
- 13) Robin Martin, Sports clubs tackle decline in player numbers, *New Zealand Sport*, 10, July, 2017
- 14) 2) の p. 231
- 15) See Matheso, Joan M. (1969): “Compensation for Personal Injury in New Zealand: The Woodhouse Report,” *ICLQ* 18, pp. 191–206; Schuck, Peter H. (2008): “Tort Reform, Kiwi-Style,” *Yale L. & Pol’y Rev.* 27, p. 187; Palmer, Geoffrey W. R. (1977): “Accident Compensation in New Zealand: The First Two Years,” *The American Journal of Comparative Law* 25(1), pp. 1–45。また法文献では、浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」『損害賠償から社会保障へ』, 三省堂, 1989, p. 63, 佐野 誠「ニュージーランド事故補償制度の現状と課題—立法40周年を迎えて—」, 2013, 損害保険研究74巻4号 p. 1を参照。
- 16) 民事訴訟によって損害賠償を請求しようにも訴訟に伴う弁護士費用などの負担が大きく、被害者が加害者側の過失を証明しなければならず勝訴は困難であった。加えて、裁判の長期化が迅速な被害者救済を難しくしていた。もっとも、そうした中で、スポーツ事故に対する明確な問題意識が存在したわけではなかった(上田達子・川戸路子「スポーツの事故補償と社会保険制度—ニュージーランド事故補償法を素材として—」『スポーツの法と政策』同志社スポーツ政策フォーラム編, ミネルヴァ書房, 2001, p. 231参照) また、根保宣行「ニュージーランド事故補償法とスポーツ事故」『日本スポーツ法学会年報』第2号, p. 102, 1995, 根保宣行「ニュージーランドにおけるスポーツ振興政策と事故防止政策」日本スポーツ法学会年報4号, 1997, pp. 129–142
- 17) 浅井尚子「ニュージーランド事故補償法とその運用実態」『損害賠償から社会保障へ』, 三省堂, 1989, p. 150, 佐野 誠「ニュージーランド事故補償制度の現状と課題—立法40周年を迎えて—」損害保険研究74巻4号, 2013, p. 1
- 18) See Palmer, Geoffrey (2019): “A Retrospective on the Woodhouse Report: The Vision, the Performance and the Future,” *Victoria University of Wellington Law Review* 50, pp. 401–420, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3472722> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3472722>. 1972年法4条「a) 事故を防止し, 傷害を最小にするために安全を推進, b) 事故の被災者の社会復帰を推進し, 被災者の肉体的, 精神的,

- 社会的、職業的、経済的能力の回復を図る」43条、48条 委員会は安全ならびに事故防止および社会復帰の推進義務を負う。
- 19) Connell, Simon (2019): "Community insurance versus compulsory insurance: competing paradigms of no-fault accident compensation in New Zealand," *Legal Studies* 39, p. 499.
 - 20) Id at 500.
 - 21) 「共同体の責任」の原理に関するニュージーランド社会の課題について、Gaskins, Richard (2015): "The Enigma Of Community, Responsibility: Ethical Reflections On Accident Compensation" *VUWLA* 46, p. 789参照。
 - 22) Lichtenstein, Bronwen (1999): "From Principle to Parsimony: A Critical Analysis of New Zealand's No-Fault Accident Compensation Scheme," *Social Justice Research* 12(2), p. 100.
 - 23) 以上については、20条 (2) (a)、25条 (1) (a)、26条 (1) (a) (b) (c)、20条、22条 1項 (c)
 - 24) 119-122条。
 - 25) ACC - Types of financial support. <<https://www.acc.co.nz/im-injured/financial-support/weekly-compensation/>>
 - 26) ACC - Types of ongoing support. <<https://www.acc.co.nz/im-injured/types-of-ongoing-support/aids-equipment/>>
 - 27) Olivia Coldwell, "Sport injury costs soar to \$542m - that's more to ACC than road crashes," The Press, Jul. 21. 2017.
 - 28) Report of the Royal Commission of Inquiry, *Compensation for Personal Injury in New Zealand* (1969), para. 171 (1) (2) (3) (4).
 - 29) 岩本 学「不法行為訴権廃止条項についての抵触法的考察—ニュージーランド事故補償法の検討を通じて」『富大経済論集』第61巻第3号, 2016, p. 91.
 - 30) 317条 (1) では、このような損害賠償について「ニュージーランド国内のいかなる裁判所に対しても訴訟手続きを行うことはできない」と規定している。これにより、本制度の保険者であるACCから加害者に対する代位求償も認められない。また、これには免責規定によって補償がなされないものも含まれる。したがって、免責規定に該当する場合は、事故補償制度からも民事訴訟によってもその損害を回収することはできないことになる。他方、「契約や合意における明確な条項」によるものは訴権廃止の対象外とされている (317条 (2) (b))。
 - 31) See Duffy, Ailsa (2003): "The Common Law Response To The Accident Compensation Scheme," *VUWLR* 34, pp. 367-379.
 - 32) 例えば、兄弟からの暴行に関する *Donselaar v Donselaar* [1982] 1 NZLR 97 (CA) や承諾のない医療行為に関する *Green v Matheson* [1989] 3 NZLR 564 (CA) など。
 - 33) 1998年事故保険法396条 (Accident Insurance Act 1998 Sec. 396)
 - 34) 2001年事故補償法319条 (Accident Compensation Act 2001, Sec. 319)
 - 35) Kaariainen v. Nighy, HC, Christchurch, CP196/98, 1999.
 - 36) 肉体的傷害を伴わない精神的傷害が1992年法において対象外とされ、したがってこのような精神的傷害については民事賠償訴訟禁止の対象からはずれたのではないかと理解できることに起因すると指摘されている。
 - 37) See Miller, John (2003): "Trends in Personal Injury Litigation: The 1990s," *VUWLR* 34, p. 407.
 - 38) McLaren Transport Ltd v Somerville [1996] 3 NZLR 424 at 433.
 - 39) See Toomey, Elizabeth & Fife, Colin, *Sports Law in New Zealand*, Wolters Kluwer, 2012, pp. 42-47.
 - 40) Crimes Act 1961 Sec. 145 Criminal nuisance.
 - 41) R v Andersen [2003] DCR 506.
 - 42) R v Andersen [2005] 1 NZLR 774 (CA).
 - 43) Toomey, Elizabeth & Fife, Colin, *Sports Law in New Zealand*, p. 49.
 - 44) James Higham, Stephen Espiner & Sabine Parry, *The environmental impacts of tourism in Aotearoa New Zealand: A spatio-temporal analysis*, 2019. <<https://www.pce.parliament.nz/media/196977/the-environmental-impacts-of-tourism-in-aotearoa-new-zealand-a-spatio-temporal-analysis.pdf>> 参照。なお、NZの旅行者の2人に1人がアドベンチャーツアリズム、3人に1人がエクストリームアドベンチャーツアリズムに参加し、16億NZドルを消費し、ツアリズム全体の60%に及ぶとされる (Bevan Wait & Sarah Harman, *Adventure Tourism*, 2013) <https://www.tourismnewzealand.com/media/1767/adventure_tourism_research_report.pdf>。なお、こうした危険をはらむツアリズムでの事故について、Ensuring strong risk management, *Otago Daily Times*, Aug. 27, 2010 <<https://www.odt.co.nz/regions/queenstown/ensuring-strong-risk-management>> を参照。
 - 45) ラグビー選手のラフプレーについて、同法に基づく刑事責任の可能性を指摘する記事として、Cullen, Peter: "Are rugby players liable for health and safety breaches?", *Stuff*, Jul. 12. 2017 参照 <<https://www.stuff.co.nz/business/opinion-analysis/94597197/peter-cullen-are-rugby-players-liable-for-health-and-safety-breaches>>。
 - 46) SportNZ, *Guidance Document for Sports Field Development*, 2019 <<https://sportnz.org.nz/assets/Uploads/Sports-Field-Development-Guide-FINAL-2020-1-22.pdf>>
 - 47) Department of Labour v. Nelson Dive Centre Ltd [2001] DCR 1079.
 - 48) 職場を管理する者の責任 (control a place of work)。
 - 49) 1審では有罪とされたが、二審で有罪判決が破棄された。River Valley Ventures Limited v. Maritime

- New Zealand HC PN CRI2010-454-15.
- 50) これらのケースについては, Haggie, Maryanne (1999): "NZ Rugby Judicial Disciplinary Procedures," *VUWLR* 29, p. 322を参考にした。
- 51) R v. Tevaga [1991] NZLR 296 (CA).
- 52) Haggie, Maryanne, (1999): "NZ Rugby Judicial Disciplinary Procedures," *VUWLR* 29, p. 322; Gendall, David (1997): "New Developments: Increasing Scope for Lawyers in the Sports Arena," *Lawtalk* 480, p. 15.
- 53) Toomey, Elizabeth & Fife, Colin, *Sports Law in New Zealand* at 56.
- 54) James, Mark & Gardiner, Simon, (1997): "Touchlines and Guidelines: The Lord Advocate's Response to Sportsfield Violence," *Crim L R* 41, p. 4445.
- 55) New Zealand Rugby Union, *Black Book*, 2019. <<https://www.nzrugby.co.nz/assets/NZRU-Black-Book-June-2019.pdf>>
- 56) Judicial Committee がこの原則を覆す権限を持っている。
- 57) ただし, ジュニア (中学生未満の選手) については, 特別の配慮がある (Black Book Rule 13)。
- 58) Quarrie, Kenneth, Gianotti, Simon, Murphy, Ian, Harold, Peter, Salmon, Danielle & Harawira, Joseph (2020): "RugbySmart: Challenges and Lessons from the Implementation of a Nationwide Sports Injury Prevention Partnership Programme," *Sports Medicine* 50, pp. 227-230. <<https://doi.org/10.1007/s40279-019-01177-8>>
- 59) ACC SportSmart – GO TO DISTANCE. <<https://www.accsportsmart.co.nz/assets/Uploads/SportSmart-Reference-resource.pdf>>
- 60) 南アフリカラグビーフットボール協会が怪我予防プログラムを開発するうえで取り入れた。
- 61) ACC SportSmart, *WARM UP GUIDE*. <<https://www.accsportsmart.co.nz/assets/Uploads/files/ACC8252-ACC-SportSmart-Warm-Up-Guidebook.pdf>>
- 62) 図表3-4参照。ラグビーやネットボール, サッカーの怪我による補償のコストが高い。
- 63) ラグビーのほか, サッカーやネットボールでもACCとの協働で開発された怪我予防プログラムがある。NetballSmart. <<https://www.netballsmart.co.nz/>>, Fit4Football. <<https://fit4football.co.nz/>>
- 64) 開始当初は, 深刻な事故に焦点を当てていたが, 近年では軽度な怪我の防止に関して効果が認められるとの報告もある。See ACC, *Fewer injuries suffered on the rugby field: Here's why*. <<https://www.acc.co.nz/newsroom/stories/fewer-injuries-suffered-on-the-rugby-field-heres-why/>>
- 65) RugbySmart. <<https://www.rugbysmart.co.nz/>>
- 66) NZR – RugbySmart. <<https://www.nzrugby.co.nz/about-nzr/what-we-do/our-initiatives/rugbysmart/>>
- 67) "New Zealand: \$7 million investment in RugbySmart," (2017). *MENA Report*. <<https://search.proquest.com/docview/1890834834?accountid=10542>>
- 68) 2018年の脳振盪の報告が約7%減少した。ACC, *Does contact sport have a future in New Zealand?* <<https://www.acc.co.nz/newsroom/stories/does-contact-sport-have-a-future-in-new-zealand/>>
- 69) スクラムによる深刻な怪我が約90%減少した。See ACC, *Fewer injuries suffered on the rugby field*.
- 70) Gianotti, S. M., Quarrie, K. L., & Hume, P. A. (2009): "Evaluation of RugbySmart: A rugby union community injury prevention programme," *Journal of Science and Medicine in Sport* 12(3), pp. 371-375.
- 71) Hume, P., Quarrie, K., Carlson, I., King, D., Bradshaw, E., Flao, E. L. & Clark, T. (2017): "Can we reduce injury risk in rugby codes?" *Journal of Science and Medicine in Sport* 20, p. 1. <doi: <http://dx.doi.org/10.1016/j.jsams.2017.09.370>>
- 72) Waller, A. E. Feehan, M., Marshall, S. W., & Chalmers, D. J. (1994): "The New Zealand rugby injury and performance project: I. design and methodology of a prospective follow-up study," *British Journal of Sports Medicine* 28(4), pp. 223-228. <doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bjism.28.4.223>>
- 73) Gerrard, D. F., Waller, A. E., & Bird, Y. N. (1994): "The New Zealand rugby injury and performance project: II. previous injury experience of a rugby-playing cohort," *British Journal of Sports Medicine* 28(4), pp. 229-233. <doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bjism.28.4.229>>
- 74) Quarrie, K. L., Handcock, P., Waller, A. E., Chalmers, D. J., Toomey, M. J., & Wilson, B. D. (1995): "The New Zealand rugby injury and performance project. III. anthropometric and physical performance characteristics of players," *British Journal of Sports Medicine* 29(4), pp. 263-270. <doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bjism.29.4.263>>
- 75) Quarrie, K. L., Handcock, P., Toomey, M. J., & Waller, A. E. (1996): "The New Zealand rugby injury and performance project. IV. anthropometric and physical performance comparisons between positional categories of senior A rugby players," *British Journal of Sports Medicine* 30(1), pp. 53-56. <doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bjism.30.1.53>>
- 76) Bird, Y. N., Waller, A. E., Marshall, S. W., Alsop, J. C., Chalmers, D. J., & Gerrard, D. F. (1998): "The New Zealand rugby injury and performance project: V. epidemiology of a season of rugby injury," *British Journal of Sports Medicine* 32(4), pp. 319-325. <doi: <http://dx.doi.org/10.1136/bjism.32.4.319>>
- 77) Simpson, Jean C., Chalmers, David J., Thomson, Catherine H. & Sheila M. Williams (1999): "Evaluating Tackling Rugby Injury. The pilot

- phase for monitoring injury," *Australian and New Zealand Journal of Public Health* 23(1), pp. 86–88. <<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/abs/10.1111/j.1467-842X.1999.tb01210.x>>
- 78) Waller, A & Chalmers, D & Simpson, J (2002): "The New Zealand Rugby Injury and Performance Project: developing 'Tackling Rugby Injury', a national injury prevention program," *Health Promotion Journal of Australia* 13(1), pp. 44–50. <<https://search.informit.com.au/documentSummary;dn=456812591170186;res=IELHEA>>
- 79) See Hume, PA & Marshall, SW. (1994): "Sports Injury in New Zealand: Exploratory Analyses," *NZJ Sports Med* 22. pp. 18–22. <https://www.researchgate.net/publication/283517502_Sports_injuries_in_New_Zealand_Exploratory_analyses>
- 80) これについては, Simpson, Jean C., Chalmers, David J., Thomson, Catherine H. & Sheila M. Williams (1999) を参照した。
- 81) TRI に参加していたその他の機関として, Sports Medicine New Zealand, Hillary Commission for Sport, Fitness and Leisure が挙げられる。
- 82) Chalmers, DJ, Simpson, JC & Depree, R, (2004): "Tackling rugby injury: lessons learned from the implementation of a five-year sports injury prevention program," *Journal of Science and Medicine in Sport* 7(1), pp. 74–84. <[https://doi.org/10.1016/S1440-2440\(04\)80046-X](https://doi.org/10.1016/S1440-2440(04)80046-X)>
- 83) Schneiders, A. G., Takemura, M., & Wassinger, C. A. (2009): "A prospective epidemiological study of injuries to New Zealand premier club rugby union players," *Physical Therapy in Sport* 10(3), pp. 85–90. <[doi:http://dx.doi.org/10.1016/j.ptsp.2009.05.001](http://dx.doi.org/10.1016/j.ptsp.2009.05.001)>